

若者の地域活動援助業務における活動費補助の条件について

若者活動支援事業の取組みの一つである「若者の地域活動援助業務」については、地域活動を行うおうとする若者への助言及び活動費の補助をその要件としている。

そのうち、活動費の補助については次の各項目に示す条件を基本に、効果的な補助制度を提案すること。

目的等

「地域活動に取り組む若者の増加に寄与すること」を目的とする。また、事業者は基本的な考え方として「若者活動支援業務」における業務の目的、目指す姿の実現を目標に業務を行うこと。

補助金額及び割合

1年度当たり、同一団体への補助金額の上限は10万円以内で事業者が定めることとする。団体の同一性の判断は団体名だけでなく、構成員と活動内容をもって判断すること。また、補助割合は10分の10以内とするが、資金を持たない若者の活動を支援する意味から、10分の10を原則とする。

事業者が補助メニュー等を複数設定し、補助金額の上限、補助割合をそれぞれ異なる設定とすることも可とする。

採択数及び予算

補助事業の採択数に制限は設けない。また、予算は1年度ごととし、50万円以上100万円以下で（初年度については20万円以上、100万円以下）、プロポーザルにおいて事業者が提案した額を基本に市と協議のうえ決定する。

補助対象

「市内の若者を主体とした団体が市内で行う地域活動」を補助対象とし、条件は原則として以下のとおりとするが、前出の目的に照らし、より効果を高められる条件設定とすること。特に、「市内」の要件に該当しない若者が明らかに市内の若者を対象者として活動を行う場合や、「地域活動」が市外をフィールドとしている場合でも、それが当事業に沿ったものと認められるときは、補助対象とすることも可能とする。

- 市内…市内在住又は在勤在学であること。ただし、市内の学校を卒業し、引き続き市内で活動を行う場合は例外的に認めることも可とする。
- 若者…おおむね中学生から29歳までの者。
- 主体とした…「市内の若者」要件に該当する者が構成員の中に1名以上あり、「若者」の対象となる者が構成員の過半数であること。ただし、明らかに若者が従属的な役割となっている場合は対象としない。
- 団体…構成員が3名以上であり、活動計画・予算書・名簿等を団体として提出できること。

○地 域 活 動…地域に貢献できる活動で、以下に該当するものを構成員が行うこと。(活動の主となる部分を外部委託するものは認めない)

- ・ 既存の地域の活動に協力し自立的に参加するもの
- ・ 自ら企画して、地域住民と共に実施するもの
- ・ 自ら企画して、地域住民や地域外の人に参加できるもの

対象にできない費用

活動に必要な費用は原則として補助対象経費と認めるが、以下の費用については補助金額の算定に含めないこととする。

- ・ 備品等、活動後も引き続き使用できるもの。(1万円を超えない安価なものは除く)
- ・ 構成員の飲食代

団体が補助対象外となる事項

団体やその構成員が以下の事由に該当する場合は、補助対象者とできない。

- ・ 学校の課外活動や部活動、それに類する活動である場合
- ・ 営利活動に該当する場合
- ・ 個人の活動である場合
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号の暴力団の利益になると認められる場合

募集及び審査

募集要項等を公開し、応募者を広く一般に募集すること。広報等の方法については市の担当者を通して市の広報媒体を利用することもできる。また、一定の募集期間を設けて審査を行うなど、予算の範囲内でより効果を得られる団体に補助を行えるような手続きとすること。ただし、募集期間を過ぎて随時募集することを妨げるものではない。

応募者からは、申請書(構成員名簿含む)・活動計画書・予算書等、必要な書類を徴取すること。

審査については申請者の応募資格、活動内容、費用の適否等を中心とし、審査の過程で市担当者の意見を取り入れること。

補助金の交付及び完了後の対応

補助金の交付方法や交付時期は制限しないが、領収書の徴取など間違いなく行うこと。

活動期間終了後は、活動報告書・決算書等、必要な書類を徴取し、必要な場合は交付額の精算を行うこと。

補助を行った団体には、活動発表や交流の機会を設けるなど、事業がより効果的なものとなるような仕掛けを検討すること。

「若者の居場所」との関係

本補助は、「若者活動支援事業」の取組みの1つであり、事業全体をより効果的に行うため、「若

者の居場所」に参加する若者が地域活動を行うための活動費として補助を行うことも想定している。その場合は、書類の作成等を事業者が援助することは認めるが、それが若者主体の活動となるよう、また、「若者の居場所」の運営費とは区分して管理されるよう注意すること。